



知っていますか？ 子どもの権利

生きる権利 **育つ権利**

守られる権利 **参加する権利**

子どもの権利が守られ
幸せに生きられるようにするために…

「**国連子どもの権利条約**」は
世界の約束です



3つの参加のしかた

- ① **行動する**: 世話人になって、または世話人と一緒に、子どもの権利を守り、条約を広める行動をしましょう。
- ② **考える**: 会報の「パートナー通信」や新聞などを读んだり、講演会で学んだりして、子どもを取り巻く状況や私たちにできることを考えましょう。
- ③ **支える**: 会費の納入や寄付により、子どもの権利を守り、条約を広めるこの会の活動を支えてください。

会費 (年額)

おとな会員 2,000円

子ども会員(18歳未満) 500円

※入会は会費の納入で確認します。会費(寄付も大歓迎)は郵便振替を利用するか、世話人に申し込んでください。

郵便振替口座 00570-5-63335

[口座名: 群馬子どもの権利委員会]

事務局

〒371-0026

群馬県前橋市大手町3-1-10 教育会館3F

群馬子どもの権利委員会

Tel&Fax 027-235-8876

緊急時

代表 加藤彰男

Tel&Fax 0270-20-2059

メール terter8199@dune.ocn.ne.jp

ウェブサイト <http://gkodomo.web.fc2.com/>

活動の紹介 と 入会案内

かけがえない
いのち、人権、自由を
子どもに



子どもの権利擁護のための市民団体

群馬子どもの権利委員会

Gunma Committee for Children's Rights

Since 1993

群馬子どもの権利委員会とは

子どもの権利が守られ、幸せに生きられる社会を実現したいと願う、子どもとおとなが作る市民団体です。

- 国連や世界とつながりつつ、群馬で必要な活動をしています。
- 国連子どもの権利条約を学び、広める取り組みを行っています。
- 国や自治体が子どもの権利を守るように、改善を働きかけています。
- 「子どもの権利条約 市民・NGOの会」を通じて、群馬の子どもの状況やみなさんの声を国連に届けています。
- 学校や保育園、子ども食堂、学習支援や居場所づくり活動など、子どもに関わる他の団体とも力を合わせて活動しています。

よくあるギモン・質問

Q. 権利の前に義務でしょ？

A. いいえ。子どもの権利は誰もが生まれながらに持っている基本的人権です。何もできない赤ちゃんにも権利があります。子どもの権利条約は0～18歳未満が対象です。

おもな活動



条約をわかりやすく言いかえた冊子やカルタを作っています。



制作した冊子やカルタは、子どもの居場所などに普及しています。



育ち、多様性、虐待などのテーマで毎年シンポジウムを行っています。



自治体を訪問して子ども行政の現状を聞き、改善点を話し合います。

会報

「パートナー通信」



年4回発行
「こどもぺえじ」には
子ども会員からの投稿も

Q. なまけ・ワガママにつながらない？

A. いいえ。子どもは本来とても働き者で、知りたがり、正義感にあふれています。十分な休息を取り、ふさわしい環境に置かれれば、力を発揮して成長することが多くの実践や研究で明らかになっています。

Q. おとなの権利は守られている？

A. 子どもの権利条約では、親や養育者、子どもに関わる機関が必要とする支援を、国に義務付けています。おとなの基本的人権は日本国憲法で守られています。